

「〇〇〇〇（施設名）」における 洪水時の避難確保計画

- ・各施設の状況に応じて、赤字部分を修正してください。
 - ・福祉施設・医療機関両方で使用できる内容にしています。
不要な部分は削除してください。
 - ・施設の状況に応じて内容を追加してください。
- （提出時、このテキストボックスは削除してください。）

平成〇〇年〇〇月

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画の作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ○名	昼間 ○名	休日 ○名	休日 ○名
夜間 ○名	夜間 ○名		

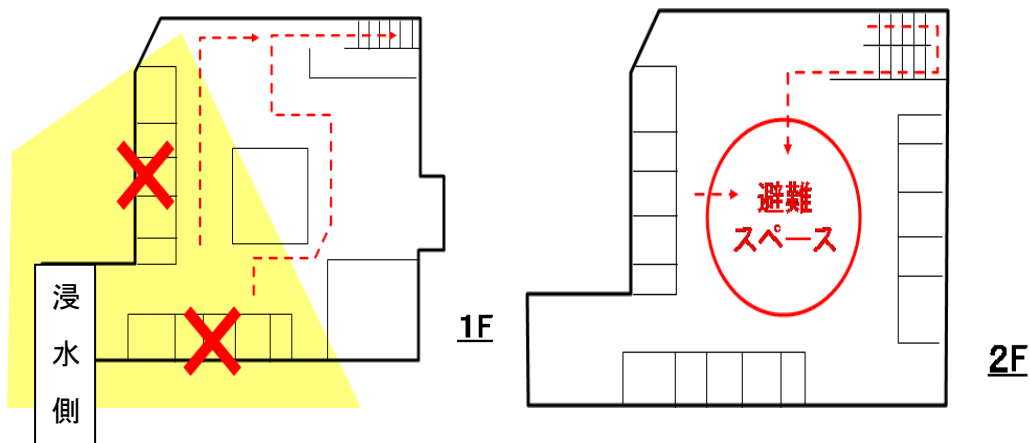
【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼りつけてください。



【施設内避難】（入力例）



4. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	<p>以下のいずれかに該当する場合 [警報・注意報] 大雨・洪水注意報発表 [降水] 1時間雨量が30mmを超過 ※山間部では3時間70mm [水位情報等] ○子吉川（二十六木橋地点） 氾濫注意水位4.00mに到達 氾濫注意情報発表 ○石沢川（鮎瀬地点） 氾濫注意水位3.40mに到達 氾濫注意情報発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水位情報や洪水予報等の情報収集 気象情報等の情報収集 	情報収集伝達要員
警戒体制	<p>以下のいずれかに該当する場合 [避難勧告等] （施設所在の町内または地区）に避難準備・高齢者避難開始情報の発令 [警報・注意報] 大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 [降水] 1時間雨量が45mmを超過 ※山間部では3時間100mm [水位情報等] ○子吉川（二十六木橋地点） 避難判断水位5.60mに到達 氾濫警戒情報発表 ○石沢川（鮎瀬地点） 避難判断水位4.20mに到達 氾濫警戒情報発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水位情報や洪水予報等の情報収集 	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none"> 使用する資器材の準備 	避難誘導要員
		<ul style="list-style-type: none"> （避難行動を開始する場合）保護者・入院（所）者家族への事前連絡 	情報収集伝達要員
		<ul style="list-style-type: none"> 外来診療中止の掲示 	情報収集伝達要員
非常体制	<p>以下のいずれかに該当する場合 [避難勧告等] （施設所在の町内または地区）に避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 [警報・注意報] 記録的短時間大雨情報 大雨特別警報発表 [降水] 1時間雨量が100mmを超過するような、数十年に一度しか発生しない短時間の大雨の場合など [水位情報等] ○子吉川（二十六木橋地点） 氾濫危険水位6.00mに到達 氾濫危険情報発表 ○石沢川（鮎瀬地点） 氾濫危険水位相当水位5.20mに到達 氾濫危険情報発表 [その他] 異常な漏水・浸水の進行など危険の前兆を確認したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	避難誘導要員
		<p>防災体制の一例です。 施設の状況に応じて、活動内容など変更してください。</p>	

《用語の解説》

- 気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。
気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/known/ki-jun/index.html>
- 現在発表中の警報・注意報については、以下のウェブサイトから確認できる。
気象庁 <http://www.jma.go.jp/jp/warm/>
- 水位の情報は、以下のウェブサイトから入手することができる。
国土交通省 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- 警報・注意報等の種類

警報・注意報等の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報 (土砂災害・浸水害)	大雨による重大な土砂災害・浸水害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したりしたとき
大雨特別警報	数十年に一度程度しか発生しないような大雨で、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※洪水に関する特別警報はない。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット(気象庁 HP、由利本荘市 HP)、緊急速報メール
洪水予報、水位到達情報	インターネット(川の防災情報 HP、気象庁 HP の洪水予報のサイト)、緊急速報メール
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット(由利本荘市 HP)、緊急速報メール

■ 情報伝達に係る由利本荘市への登録先

電 話	電話番号記入
F A X	FAX 番号記入
メールアドレス	メールアドレス記入

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 別紙○ 緊急連絡網に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者の家族に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●(避難場所)へ避難する」旨を連絡する。
- 警戒体制下で外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、医師会や○○病院(連携する医療施設)に外来診療を中止する旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者家族者に対し、非常体制に移行したので●●●●(避難場所)へ避難する旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧に基づき、入院(所)者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

6. 避難誘導

(1) 避難先

- 避難場所は、○○町○丁目○-○「○○○○」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設○棟の○階へ避難するものとする。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所(○○町○丁目○-○「○○」)までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩とするが、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難とする。

車による移動：車両〇台（利用者〇名、施設職員〇名）

- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水の恐れのある階または施設からの退下が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材について、日頃からその維持管理に努めるものとする。
- 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料、医薬品、寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

8. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別紙○ 緊急連絡網

別紙△ 施設利用者緊急連絡先一覧

別紙☆ 外部機関等への緊急連絡先一覧 等

様式は任意です。

すでに作成済のものがあれば、そちらを使用していただいてもかまいません。

作成した様式を添付する。

(個人情報を含むものは、市への提出不要。各施設で保管する)

【自衛水防組織を設置する場合は、以下を作成してください】

※水防法上自衛水防組織の設置は努力義務としており、必須ではありません。

9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあつては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

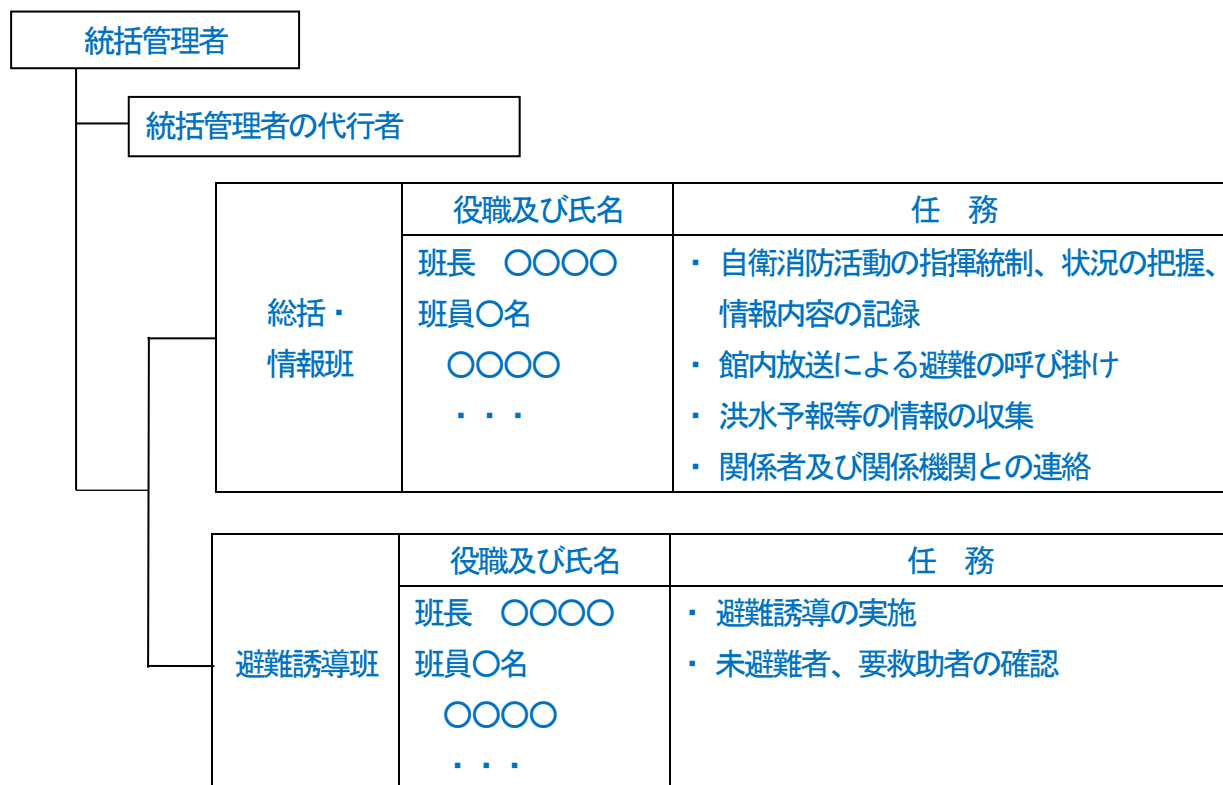
（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 自衛水防組織の編成と任務



別表2 自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 搬送具 ライフジャケット 蛍光塗料 水・食料 医薬品 寝具・防寒具 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）

作成年月日：_____

所在地：_____

施設名：_____

連絡先：_____